

電気需給契約書（案）

需要者地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「甲」という。）と供給者〇〇〇（以下、「乙」という。）は、令和8年度京都市立病院に係る電力の供給 仕様書（以下、「仕様書」という。）、〇〇〇〇年〇月〇日実施の電気供給条件（特別高圧・高圧）〇〇〇〇年〇月〇日実施の特別高圧電力料金表、〇〇〇〇年〇月〇日実施の特別高圧予備電力料金表（以下、「供給条件等」という。）に基づき、以下のとおり契約する。ただし、特別高圧電力料金表の料金単価については第3条のとおり読み替えるものとする。

第1条（需要場所）

甲が本契約に基づき電気を使用する場所は、京都府京都市中京区壬生東高田町1番地の2とする。

第2条（契約種別・供給電圧・契約電力）

甲が本契約に基づき使用する電気の契約種別等は、以下のとおりとする。

契約種別	供給電圧	契約電力
特別高圧電力A	標準電圧 20,000 ボルト	2,450 キロワット
特別高圧予備電力 (予備線)	標準電圧 20,000 ボルト	2,450 キロワット

第3条（契約単価）

契約単価は、次のとおりとする。

料金区分	単価（税込）		備考
基本料金（常時）	〇,〇〇〇円〇〇銭/kW		
基本料金（予備線）	〇〇円〇〇銭/kW		
電力量 料金	夏季	〇〇円〇〇銭/kWh	7月1日～9月30日
	その他季	〇〇円〇〇銭/kWh	

第4条（需給契約成立日）

需給契約成立日は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。

第5条（需給開始日）

本契約に基づき電気の需給を開始する日は、令和8年4月1日とする。

第6条（料金適用開始の日）

料金適用開始の日は、前条の需給開始日に同じとする。

第7条（契約使用期間）

供給条件等の定めにかかわらず、契約使用期間は、前条に定める料金適用開始の日から令和9年3月31日までの間とする。

第8条（記録の提出）

乙が電気の需給に関する記録の提出を求めた場合、甲はすみやかにその記録を乙に提出するものとする。

第9条（守秘義務）

甲または乙は、相手方の文書等による承諾を得た場合を除き、本契約締結の事実および本契約に関する事項について第三者に開示してはならない。ただし、第三者からの法令に基づく開示請求に対して開示する場合は、この限りではない。

なお、本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

第10条（その他の事項）

本契約書に定めのない事項については、仕様書又は供給条件等によるものとする。

- 2 仕様書と供給条件等が矛盾抵触する場合には、矛盾抵触する限りにおいて仕様書が優先されるものとする。
- 3 甲が本契約書および供給条件等の定めに反した場合は、乙は本契約を解消することができるものとする。
- 4 本契約書および供給条件等に定めのない事項については、甲乙両者の協議をもって決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（需要者） 京都府京都市中京区壬生東高田町1番地の2
地方独立行政法人京都市立病院機構
理事長 清水恒広

乙（供給者） ○○○（所在地）
○○○（会社名）
○○○（役職 代表者名）